

社会生活を円滑に営む上で困難を有する
子ども・若者への総合的な支援を社会全体で
重層的に実施するために

平成 22 年 7 月

内閣府「子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議」

目次

本編

はじめに

1	困難を有する子ども・若者に対する総合的な支援の必要性	1
2	子ども・若者支援地域協議会の意義	1
3	本報告書の基本的姿勢	2
4	民間支援団体の位置付け	2
5	学校の役割の重要性	2

地方公共団体へ

提案1	連絡会議の設置と支援機関マップの作成 複数の部局にまたがる「連絡会議」を設置し、地域における問題状況及び地域内に存在する社会資源を把握して「支援機関マップ」を作成することによって、支援ネットワーク形成の第一歩とする。	4
提案2	支援機関マップの普及 「支援機関マップ」を困難を有する子ども・若者やその家族の目の届くところに広める。	6
提案3	ネットワークの事務局機能の明確化 法定の協議会ではない場合であっても、ネットワークの事務局的功能を果たすところを明確にする。	6
提案4	就労に向けた準備としての地域の公益的活動の割当て ひきこもりや若年無業者の状態から立ち直りつつある若者に地域の公益的活動を割り当てるなどして、本格的な就労に向けて準備する機会を提供する。	7
提案5	ボランティア人材バンクの作成 「ボランティア人材バンク」を作り、サービスの提供側と利用側を取り持つ。	8
提案6	インターネットを活用した支援情報の提供 インターネットを活用し、困難を有する子ども・若者を支援する。	8

高等学校の関係者へ

提案7	学校と就労支援機関の関係の緊密化 中退者の多い高等学校においては、生徒と就労支援機関の職員が顔なじみの関係を形成する。	9
提案8	学校における外部からの支援者の位置付け 就労支援機関などの外部からの支援者が校内で効果的に働きうる体制を作る。	10
提案9	中退者に対する情報提供 中退する生徒には、その後に必要となる情報を包括的に提供する。	10

- 提案 10 職業選択や職業生活に関する知識の提供
 困難を有する生徒が多い高等学校においては、職業選択や職業生活において不利益を被らないような知識を提供する。 11
- 提案 11 個人情報提供に係るあらかじめの同意
 教育、福祉、保健、雇用など様々な支援機関への個人情報の提供は、入学後間もない段階など適切な時期にあらかじめ同意を得る。 12

小・中学校の関係者へ

- 提案 12 相談窓口の存在の紹介
 母校の小・中学校で相談窓口の存在を紹介する。 14
- 提案 13 特別支援学級の児童生徒等に対する支援等
 特別支援学級の児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒、教育支援センター（適応指導教室）等に通う児童生徒などには在学中から就労支援機関などをよく知る機会を提供する。 15
- (補論) 虐待を受けている子どもの保護 15

公的支援・相談機関の関係者へ

- 提案 14 支援機能の充実
 公的相談機関や公立図書館における支援機能の充実を図る。 17
- 提案 15 学び直しの機会の提供
 高等学校中退者に「学び直し」の機会を提供する。 18
- 提案 16 民間支援団体に対する情報提供
 公的相談機関は民間支援団体に専門的な情報の提供などの支援をする。
 18

大学の関係者へ

- 提案 17 大学の持つ知的資源の活用
 子ども・若者支援ネットワークの活性化のために大学の持つ知的資源を活用する。 19
- 提案 18 大学生からの社会的不適応
 大学生になってから社会的不適応になることもあると認識する。 20

企業の関係者へ

- 提案 19 就労体験の場の提供
 社会生活を円滑に営むことが困難な若者に就労体験の場を提供する。
 21
- 提案 20 就職前の企業人との接触
 就職前の若者に企業人と接する機会を提供する。 21
- 提案 21 企業における心の健康管理
 企業などにおける健康管理の一環として心の健康管理にも取り組む。 . . . 22

改めてすべての関係者へ

提案 22 地域における暖かい連携

家族を含め困難を有する子ども・若者の社会的孤立を防ぐためには、地域の人が思いやりを持って見守る暖かい連携が必要である。・・・・・・・・ 23

資料編

- 1 . 東京都作成「ひきこもりサポートネット」のリーフレット・・・・・・・・ 25
- 2 . 鎌倉保健福祉事務所作成「ひきこもり支援マップ」・・・・・・・・ 27
- 3 . 福岡県若者自立支援マップ「未知あんない」・・・・・・・・ 30
- 4 . 個人情報取扱いに関する同意書（様式例）・・・・・・・・ 35

事例紹介編

- 釧路における生活保護世帯の中学校3年生への学習支援をきっかけとした地域実践・・・・・・・・ 37
- 札幌市立札幌大通高等学校の取組・・・・・・・・ 42
- 神奈川県立田奈高等学校の取組・・・・・・・・ 46
- 滋賀県「非行少年等立ち直り支援事業『あすくる』について・・・・・・・・ 52
- 京都府「青少年の社会的ひきこもり支援職親事業」について・・・・・・・・ 58
- 福岡県立大学附属研究所不登校・ひきこもりサポートセンターの取組・・・ 63

本編

はじめに

1 困難を有する子ども・若者に対する総合的な支援の必要性

ひきこもりや若年無業者など社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援は、単一の機関だけでは困難なものもあり、様々な機関によるネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした発達段階に応じた支援を行っていくことが必要とされる。そこで、行政においても、「次世代の市民を育てる」という認識を共有して、「これは自分たちの守備範囲ではない」と言う前に工夫すればできることがあるのではないかという観点に立って、行政の縦割りを超えた総合的な支援が求められる現状にある。

例えば、福祉行政では、必ずしも学校や就職の問題に十分対応することができない場合もあるが、福祉事務所や学校などの関係機関が定期的に会合を持ちながら、困難を有すると思われる子どもや若者を早期に発見し、適切な支援を協議するなど、学校、福祉事務所、ハローワークなどの関係機関が協力して対応することにより、効果的な取組の実施が期待できると考えられる。

2 子ども・若者支援地域協議会の意義

子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。）はこうした流れを背景として制定されたものであり、関係機関の連携の重要性を法律でもって確認し、幅広い関係機関の連携を一層推進するために、「子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）」の制度を設けたものである（法第 19 条第 1 項）。

すなわち、この法は、行政の縦割りを超え、総合的な支援を実施することが目的であり、協議会はそのために有効な手段となりうることを想起して欲しい。換言すれば、この法は、地方公共団体が困難を有する子ども・若者への支援を部局横断的に企画立案することを促すものである。また、事実上のネットワークとは異なり、協議会の事務に従事する者に法律上の秘密保持義務を課し、個人情報保護にも配慮がなされている（法第 24 条、第 34 条）。

さらに、支援者の中には多くのケースを抱え込み孤軍奮闘した結果、心身ともに疲弊してしまう者もいるとの指摘があり、それぞれが自らのできること、できないことを明らかにし、「できないこと」は「できるところ」に橋渡しをすることによって支援者相互が支え合う観点からも、協議会を始めとするネットワークを形成する意義がある。

3 本報告書の基本的姿勢

もっとも法が究極的に目指すところは、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援の充実であり、法律上の協議会の設置はその手段である。そこで、この報告書では、直ちに法律上の協議会を設置するまでには至らなくとも、多様な関係者の連携協力の取組がやがては法の想定する協議会に発展していくことを期待しつつ、子ども・若者支援の様々なネットワークを形成していく上で参考となる提案を行うものである。

また、大きな制度改正や多額の財政措置を伴わなくても可能であることを旨とし、考えられる努力の方向性を示すこととした。

なお、当事者やその家族の立場に立てば、身近な市町村における支援の充実が望まれているものと想定されることから、この報告書では市町村における取組を念頭にしているが、都道府県においても適切なバックアップを期待したい。

4 民間支援団体の位置付け

法は、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援を行う主体として、国及び地方公共団体のみならず、子ども・若者育成支援に関連する分野における特定非営利活動法人など広く民間支援団体さらには学識経験者など個人をも想定している（法第15条）。

これは、すべての子ども・若者が確かな社会生活を始めることができるようにするためには、官民の壁を越えて互いに連携協力し、きめ細やかな支援を行っていく、すなわち、社会全体で子ども・若者を見守り、育てる機能を果たしていく必要がある、という考えに基づくものである。

このため、子ども・若者支援ネットワークの重要な構成要素として民間支援団体を位置付けていくことが必要である。

5 学校の役割の重要性

子ども・若者の育成支援を考えると、学校の役割は極めて大きい。本報告書においても学校に言及したところが少なくない。しかし、これは学校の現状を批判することを意図するものではなく、困難を有する子ども・若者の育成支援のためには、様々な社会資源が連携して学校を支えることが最も効果的であると考えたからである。とりわけ高等学校は彼らにとって最後の砦になっている場合が多く、高等学

校について言及した点は、特に都道府県教育委員会において、その具体化を検討されることを切に期待したい。

本報告書の前提として、総合的な子ども・若者育成支援のための施策についての国の基本的な考え方は法第 8 条に規定する「子ども・若者育成支援推進大綱」としての「子ども・若者ビジョン」を、協議会の法制度上の解説や既存のネットワークとの関係などは「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」を、それぞれ参照願いたい。

地方公共団体へ

ひきこもりや若年無業者など社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援していくためには、行政の縦割りを超え、関係機関が連携して対処していくべきである。そのためには、まず、地方公共団体ごとに「連絡会議」を設置して、地域における問題状況を把握し、地域内の社会資源を整理した「支援機関マップ」を作成して、支援を必要とする者に効果的な情報提供をしていく必要がある。

提案 1 連絡会議の設置と支援機関マップの作成

複数の部局にまたがる「連絡会議」を設置し、地域における問題状況及び地域内に存在する社会資源を把握して「支援機関マップ」を作成することによって、支援ネットワーク形成の第一歩とする。

- 1 地方公共団体ごとに子ども・若者をめぐる環境は異なるので、法が子ども・若者育成支援に関連する分野の例としてあげている教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用のすべての分野を含めなければならないものではないが、市町村にあっては、特定の部局だけではなく、複数の部局にまたがる「連絡会議」を設けることが初めの第一歩となる。
- 2 この連絡会議は、関係部局の単なる業務説明に終始するものではない。
すなわち、困難を有する子ども・若者の支援を推進するという認識を共有した上で、まずは当該地域における問題状況の調査及び社会資源の把握を行い、この地域ではどのような支援が利用でき、どのような専門機関や窓口が存在しているかを説明した「支援機関マップ」を作成することを期待したい。

(1) 統計的な数量把握

当該地域における問題状況を把握するため、例えば次のような統計的なデータを整理する。その際、地域分布や「なぜこの数値が高いのか」などの統計データの裏側にある背景も併せて把握する必要がある。

教育の分野

長期欠席者数、不登校児童・生徒数、高校中退者数、暴力行為発生件数、いじめの認知件数、保健室登校をしている児童生徒数

福祉の分野

生活保護世帯数、母子世帯数、市町村の主催する各種相談における相談件数やその類型的な内容

雇用

失業者数、若年無業者数

(2) 支援の現場からのヒアリング

「連絡会議」は、学校、福祉事務所、保健所、ハローワーク、警察などの公的機関の職員からはもとより、子ども・若者支援に当たる特定非営利活動法人などの民間支援団体や精神科等の医療機関、民生委員・児童委員からもヒアリングを実施し、認識を共有する。

その際、それぞれの機関だけでは解決できない問題について、他の機関からどのような協力が必要かという点についても具体的な提案を聴取する必要がある。

(3) 当該市町村の社会資源の把握と「社会資源の所在一覧（支援機関マップ）」の作成

各部局の所掌する行政分野ごとに、例えば、

機関（団体）名

所在地（住所、連絡先、メールアドレス、最寄りの交通機関）

支援内容（支援対象、得意分野とできないこと）

支援対象年齢

開所日及び受付時間

費用（有料、無料）

予約の要否

人員体制・有資格者などの人材

ホームページアドレス

などについて調査し、「社会資源の所在一覧（支援機関マップ）」を作成する。

3 また、このような過程を通して、当該市町村における問題状況に対し、どのような社会資源が不十分なのか、重点的に資源を投入していくのはどのような分野かを把握することにより、今後の改善の方向性を検討していくことが期待される。

4 さらに、民間支援団体を含め支援機関マップに掲載された機関の職員の資質向上を目的とした研修会を実施することが期待される。

提案2 支援機関マップの普及

「支援機関マップ」を困難を有する子ども・若者やその家族の目の届くところに広める。

困難を有する子ども・若者やその家族が多岐にわたる社会資源の所在を適切に探り当てることは容易ではない。そのため、社会資源の情報が的確に届くよう、「支援機関マップ」の配布方法を工夫する必要がある。

そこで、例えば、次のような方法が考えられる。

当該市町村のホームページや市町村の広報紙に掲載するとともに、ネットワークを形成する各機関のホームページからリンクを張る。

学校、福祉事務所、児童相談所、発達障害者支援センター、ひきこもり地域支援センター、精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、病院・診療所、警察、地域若者サポートステーション、ハローワーク、ジョブカフェ、公民館、公立図書館などに配布するとともに、これらの施設を利用する者が閲覧できるようにする。

関係する業界団体などの理解を得て、インターネットカフェ、書店、コンビニエンスストアやファーストフード店などでの掲示を依頼する。

当該市町村内のスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教員、精神科・児童精神科・心療内科・小児科などの病院・診療所の医師、民生委員・児童委員など、困難を有する子ども・若者に接する機会が多い職業に従事する者に配布する。

中学校卒業時や高等学校在学中の適当な時期に、学校から保護者又は生徒に対して配布する。

P T Aの研修会など子どもを持つ親の集まりの機会を利用して配布したり、地域の町内会の回覧板で回覧する。

提案3 ネットワークの事務局機能の明確化

法定の協議会ではない場合であっても、ネットワークの事務局的功能を果たすところを明確にする。

- 1 ネットワークが十分に機能するためには、運営の中核となる事務局的功能を果たすところを明確にすべきである。

この点、法では、調整機関（第21条）、指定支援機関（第22条）の制度を設けているが、法に基づく協議会ではなく事実上のネットワークにとどまる場合であっても、特定の部局が調整事務を一元的に所掌することが望ましい。仮に部局を一つ

に特定できない場合には、共同事務局を設け、例えば、連絡会議の開催に当たり必要な準備は関係部局が持ち回りで担うことも考えられる。

- 2 また、連携を実質化させるには「連絡会議」を単なる業務説明の場にとどめるのでは足りない。そのため、関係者が責任を共有することを明確にして、その意識を高めるような行政実務上の工夫として、特定の部局が調整事務を一元的に所掌するのであれば当該部局に他の関係部局の職員を併任したり、一元的に所掌する部局が特定できないのであれば関係部局の職員を相互に併任することなどが考えられる。
- 3 なお、法の目指す協議会は多様な分野にまたがる幅広い連携であるが、市町村ごとに子ども・若者をめぐる環境は異なり、また、現実に活用することのできる社会資源にも違いがあることから、現実的な第一歩として、例えば教育分野と就労支援分野の連携といったように、支援対象やテーマを絞ったネットワークづくりから始めることも考えられる。

提案4 就労に向けた準備としての地域の公益的活動の割当て

ひきこもりや若年無業者の状態から立ち直りつつある若者に地域の公益的活動を割り当てるなどして、本格的な就労に向けて準備する機会を提供する。

- 1 相当期間にわたってひきこもりや若年無業者の状態にある若者が直ちにハローワークで求職活動を行うことは期待しがたいため、地域若者サポートステーションなどにおいて就労に向けた段階的な準備をしていくことが一般的である。
- 2 その際、地域の公益的活動であって就労に向けて準備している若者でも担うことができるものがあれば、地域若者サポートステーションなどを通じて就労の機会を提供することが期待される。
なお、ひきこもりとなった者は人間関係を苦手とするのが一般的であり、多人数で一緒にチームを組むような仕事や接客サービスの仕事をいきなりすることには無理があるという指摘に留意する必要がある。

提案5 ボランティア人材バンクの作成

「ボランティア人材バンク」を作り、サービスの提供側と利用側を取り持つ。

- 1 支援機関がイベントや日々の活動に利用できるように、ウェブサイト上で「ボランティア人材バンク」をつくり、そこでは、地域の人々で青少年育成に関するボランティアを希望する人や、専門知識を有する人を募集し、各人の提供できる内容をウェブサイト上で公開する。
- 2 ボランティアの人材の活用の場として、例えば、「不登校児童生徒を対象とした学習指導」、「料理教室やフィールドワークを利用した体験教室」、「仕事体験場所の提供」、「専門的な知識を提供する相談会」、「イベント運営の手伝い」、「不登校児童生徒ホームステイの受入れ」、「パソコン技能の指導」などが考えられる。

提案6 インターネットを活用した支援情報の提供

インターネットを活用し、困難を有する子ども・若者を支援する。

- 1 「支援機関マップ」の作成と同様の考え方にに基づき、家族以外との交流が少ない若年無業者やひきこもりに対して、インターネットのウェブサイトを活用して、支援機関への誘導を図るとともに、例えば、メール相談、コミュニティサイトの運営（相互交流の場を提供する役割）、支援機関の取組紹介や簡単な講座の動画発信なども考えられる。
また、パソコンになじみのない者に対する配慮として、携帯電話のウェブサイトを併設することも考えられる。
- 2 ウェブサイトへアクセスしてきた者や既に地域若者サポートステーションなどの支援を受けている者のうち希望する者を対象としてメーリングリストを作成し、様々な関係機関からの情報、イベント、相談会についてメールマガジンで情報を流すことも考えられる。
- 3 なお、このような手法は民間支援団体においても活用されうるものとする。

高等学校の関係者へ

高校中退は、フリーターや若年無業者など社会的弱者に至るリスクが高く、とりわけ中退者の多い高等学校にあつては、彼らを守る最後の砦としての役割を期待したい。そこで、就労支援機関などの地域社会資源と緊密に連携し、高等学校在学中における早い段階から計画的に支援を行っていくことが必要である。

提案 7 学校と就労支援機関の関係の緊密化

中退者の多い高等学校においては、生徒と就労支援機関の職員が顔なじみの関係を形成する。

- 1 そもそも中退は若年無業者やフリーターなど社会的弱者に至る大きなリスクを伴っているが、中退者の多い特定の高等学校では、卒業できても就職難に遭遇したり、正規職員になりにくく、また、生育環境、貧困、低い学力、発達障害などの問題を抱えている生徒も少なくないとの指摘もある。そして中退又は卒業後には支援の情報が届きにくくなりがちであり、かつ、困難を有する若者が自ら情報を収集して相談機関を訪ねることを期待することは現実的ではないとの指摘もある。
以上のような観点から、高等学校には彼らを守る最後の砦としての役割が期待される。
そこで、高等学校においては、ハローワークや地域若者サポートステーションなどの就労支援機関と連携し、様々な問題を抱えている生徒に対し、早い段階から計画的に支援を行っていくことが必要である。
- 2 高校生が在学中に、就労相談の窓口への抵抗感の減少と、その機能に関する知識を得られるようにするために、総合的な学習の時間や特別活動、さらに学校によっては学校設定科目（高等学校学習指導要領第1章第2款4、5参照）などの時間を用い、キャリア教育の一環としてカリキュラムに位置付け、就労支援機関の職員の協力を得て、その支援活動の内容を紹介する機会を設けるなどの教育活動を積極的に展開することも考えられる。
- 3 また、例えば学校の中にハローワークや地域若者サポートステーションなどの職員が一定の時間帯に滞在する分室的な場所を設け、一定の頻度で生徒からの相談に応じるなどの工夫も考えられる。
- 4 これらの過程を通じて、就労支援機関の職員が生徒と顔なじみになり信頼関係が醸成されるならば、仮に中退した後であっても、さらに、卒業後に就労に関して困

難に直面した場合でも、心理的に抵抗を抱くことなく、就労支援機関を訪れやすくなることが想定される。

一般に問題を有する者ほど、大人に対する不信感があり、誰にでも心を開くものではないと指摘されている。これを前提とすれば、就労支援機関の職員と顔なじみの関係を、高等学校在学中に形成する機会を設けることは決定的に重要なことである。

提案 8 学校における外部からの支援者の位置付け

就労支援機関などの外部からの支援者が校内で効果的に働きうる体制を作る。

- 1 就労支援機関やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなど外部からの支援者を活用する場合、その専門的知識や経験が十分生かされるように学校内における教員との役割分担を明確にし、協働して困難を有する生徒を支援する体制を整備する必要がある。すなわち、学校教育の専門家と外部の専門家がそれぞれ専門性を発揮できる体制が重要である。
- 2 このため、校長は、例えば、教頭、進路指導主事、生徒指導主事、養護教諭を始め関係する校務を分掌する教員と外部からの支援者からなるミーティングを定期的に行って開催して気になる生徒の把握に努めるとともに、外部からの支援者との連絡調整窓口になる教員を指定しておくことが望まれる。
- 3 また、職員室にも外部からの支援者の席を設け、教員と日常的なコミュニケーションを可能にするなど、外部からの支援者と教員とが信頼関係を醸成し、自然と必要な情報が共有される環境づくりが必要である。

提案 9 中退者に対する情報提供

中退する生徒には、その後に必要な情報を包括的に提供する。

- 1 そもそも高等学校教育段階は進路の選択にとって重要な時機であり、高等学校卒業資格が持つ意味や資格取得の多様な方法などに関しては、中退の有無にかかわらず、進路指導、キャリア教育の一貫として、生徒に必要な情報を提供していくことが必要である。とりわけ中退後の若者は支援を必要とする状況に直面することが想定されるため、退学時など適切な時期に、例えば次のような情報をあらかじめ冊子などにして、生徒や家族にまとめて提供することが考えられる。

地域若者サポートステーションやハローワークなどの就労支援機関の所在
職業訓練機関の所在

通信制・定時制高等学校などの「学び直し」の機会の所在

高等学校卒業程度認定試験の受験方法

精神保健福祉センターなど精神保健福祉に関する相談に応じる機関の所在

社会保険や生活保護などの社会福祉に関する相談に応じる機関の所在

- 2 卒業に至っても若年無業者やフリーターとなる者が多い場合にも、卒業前の適当な時期に、上記 必要な情報をまとめて提供することが望まれる。また、生徒になじみやすい方法として、携帯電話からも閲覧できるウェブサイト上に情報を掲載し、そのウェブサイトのアドレスを提供することも考えられる。
- 3 中退したり就職先が決まらないままに卒業した者に対しても、彼らが希望すれば可能な限り、就労支援機関を紹介したり、「支援機関マップ」を渡したりして適切なアドバイスをし、困難を抱える彼らへの配慮を期待したい。
- 4 また、地域若者サポートステーションなどでもこのような情報が提供されることが望まれる。

提案 10 職業選択や職業生活に関する知識の提供

困難を有する生徒が多い高等学校においては、職業選択や職業生活において不利益を被らないような知識を提供する。

- 1 厚生労働省「今後の労働関係法制度をめぐる教育の在り方に関する研究会報告書」（平成 21 年 2 月）にあるように、労働法の基本的な構造や考え方はもとより、多様な雇用形態（派遣、契約、請負、アルバイトなど）による処遇の違いなど職業選択や就職活動に必要な知識を付与することが重要である。このため、講師派遣や資料の提供を依頼するという点からも、就労支援機関との連携が有効であると考えられる。
このことは、将来、職業人になることが期待されるすべての高等学校において教育課程の中で扱われることが期待されるが、とりわけ卒業生の多くが正規雇用に就けない状況が多く見られる高等学校においては、卒業生が社会的に不利な状況に陥ることのないようにする観点から特に重要である。
- 2 通信制の高等学校にあっては、その性格上、教員や生徒間の交流は相対的に希

薄である。このため、通信制の高等学校はもとより、学習や生活面を支援する民間の教育施設であるサポート校においても、生徒に対して職業選択や職業生活の知識を提供することが重要である。

- 3 また、若者の勤労観・職業観の未成熟や、職業人としての基本的な能力の低下などについても指摘されており、児童生徒一人一人が、社会人・職業人として自立するために必要な能力等を身に付け、勤労観・職業観を形成・確立するために、校外の諸機関との連携を図りながら、学校におけるキャリア教育を推進する必要がある（中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（第二次審議経過報告）」（平成 22 年 5 月）参照）。

さらに、キャリアは段階を追って発達していくものであるため、卒業後社会や職業に直結することが多い高等学校段階以降のみならず、義務教育段階の小・中学校においても、社会において自立的に生きる基礎力を培うための授業の開発やそれを効率的に実施するための体制整備なども必要になる。

提案 1 1 個人情報提供に係るあらかじめの同意

教育、福祉、保健、雇用など様々な支援機関への個人情報の提供は、入学後間もない段階など適切な時期にあらかじめ同意を得る。

- 1 高等学校を中退又は卒業した若者が相談に来るのを待つだけではなく、とりわけ中退者や就職先を見つけられないままに卒業した者など社会生活を円滑に営む上で困難が予想される者については、教育、福祉、保健、雇用など様々な支援機関の側から相談窓口の存在を周知するため積極的な情報提供ができればより効果的である。
- 2 ここで、支援機関が生徒の氏名・住所などを把握するため、学校が支援機関へ生徒の氏名・住所などの個人情報を提供するには、それぞれの設置者の別に従い、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、都道府県・市町村条例又は個人情報の保護に関する法律に則って、資料編の資料 4「個人情報の取扱いに関する同意書」（様式例）を踏まえ、個人情報の利用目的や提供先などを明示して、本人の同意を得ておくことが必要である。
- 3 もっとも中退の時点では本人の同意を得にくいことも考えられる。そこで、この同意は、入学後間もない段階で得たものであっても法的に有効であるので、早期に

同意を得ておくことも考えられる。

また、例えば就労支援機関と学校との間で連携協力関係が構築されているならば就労支援機関の職員と生徒との間に信頼関係が醸成される過程の中で、同意を得ておくことも考えられる。

- 4 なお、未成年者の場合の本人同意は原則法定代理人が行うが、支援機関への情報提供の可否であれば未成年者であっても高校生であれば判断能力を有するのが一般的であり、本人の同意で足りると解される。少なくとも、法定代理人の協力が得られにくい家庭環境にありながら法定代理人の同意を求めるといった形式的な対応をした結果、本人に対して支援に関する情報提供の機会が失われることがないようにすべきであり、本人の福利を損なわないようにすることを最優先させることを基本とすべきである。

小・中学校の関係者へ

困難を有する子ども・若者が、既に卒業した母校を訪問する際には、可能な範囲で相談機関を紹介することが期待されるとともに、特に、将来的に困難を有する可能性が高い者に対しては、在学中から早期に支援を行うことが必要である。

提案 1 2 相談窓口の存在の紹介

母校の小・中学校で相談窓口の存在を紹介する。

- 1 高等学校進学後に学校生活になじめないなどの問題が生じた場合、在籍する高等学校の教員には相談しづらいことであっても小学校・中学校時代の教員であれば胸襟を開くことができる生徒もいるとの指摘がある。また、中学校卒業後に進学も就職もしなかった者は、支援機関につながりにくいという指摘もある。

これを前提とすれば、小・中学校卒業後、当該学校の卒業生やその保護者がその後の学校生活になじめないといった相談のために母校を訪ねた際、地域の相談機関を紹介するなど卒業後も彼らを暖かく見守っていくことができれば、早期の対応を可能にすることが期待できる。このためにも、小・中学校の卒業前の適切な時期に、母校はこのような紹介を行う旨を児童生徒やその保護者に周知するといった取組が期待される。

なお、小・中学校が卒業生やその保護者からの相談に対応する際には、各学校において作成・保存されている指導要録等を活用することも考えられる。

- 2 もっとも公立学校の教員の人事異動を踏まえれば当該卒業生を知る教員がもはや在籍していない場合も少なくないので、この提案は学校において個別に相談することまでを想定するものではなく、どこにどのような相談機関があるかの情報提供を目的とするものである。

- 3 紹介する相談機関としては子ども・若者総合相談センター（少年補導センター、青少年センター等を含む。以下同じ。）などの公的相談機関が一般的であると考えられるが、これに限らない。また、保護者からの相談は、教育相談機関などへの紹介が一般的であるが、卒業生本人の直接の相談の紹介に馴染まない機関もある。したがって、紹介に当たっては、紹介先支援機関の受入意向を確認の上で行うことを期待する。

また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーにより関係機関とのネットワークの構築がされていれば、その枠組みの中で適切な相談機関を紹介することも考えられる。

- 4 ここで、「支援機関マップ」が完成していれば、これを手交することで相談窓口の紹介が容易に行われるので、このような観点からも「支援機関マップ」の作成が望まれる。

提案 13 特別支援学級の児童生徒等に対する支援等

特別支援学級の児童生徒や通級による指導を受けている児童生徒、教育支援センター（適応指導教室）等に通う児童生徒などには在学中から就労支援機関などをよく知る機会を提供する。

- 1 小・中学校に在籍する障害のある児童生徒などについては、「特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」とされている（小学校学習指導要領第1章第4（7）、中学校学習指導要領第1章第4（8））。
- 2 特別支援学級の生徒、通級による指導を受けている生徒、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクールの在学者などは中学校卒業後の進路について困難を有する可能性があり、在学中に、ハローワークを含め支援機関や民間の就労支援団体の見学会を行うなど、これらの組織についてよく知る機会を提供することが望まれる。
- 3 また、発達障害を背景としてひきこもり、不登校等の状態が生じることもあるとされ、通常の学級においても、発達障害などの早期発見及び支援を行っていく必要がある。なお、不登校など学校不適應の背景に虐待が疑われる場合には、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法に則った迅速な対応が必要となる。

（補論）虐待を受けている子どもの保護

虐待を受けている子どもを含めた要保護児童等（児童福祉法第6条の2第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同法第6条の2第8項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見・早期対応を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し適切な連携の下で対応していくことが重要で

あり、こうした連携・協力を確保するために、要保護児童対策地域協議会の制度が設けられている（児童福祉法第 25 条の 2）。

このように要保護児童等については同協議会が扱うものであるが、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることから、児童に対する虐待の禁止はもとより、児童虐待の予防及び早期発見・早期対応の重要性について、本報告書においても付言したい。

そして、

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない（児童虐待の防止等に関する法律第 5 条第 1 項）こと

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない（同法第 6 条第 1 項）こと

を改めて周知したい。なお、この通告をしても、地方公務員法その他の守秘義務に反したことはない（同法第 6 条第 3 項）。

公的相談機関の関係者へ

公的相談機関においては、子ども・若者に対して安心して過ごすことのできる居場所を提供するとともに、高等学校中退者に対しては「学び直し」の機会を提供することが期待される。

また、民間支援団体との合同研修会などを通じて情報交換と相互理解に努めるとともに、公的相談機関と民間支援団体が互いに関係を緊密化させていくことが期待される。

提案 1 4 支援機能の充実

公的相談機関や公立図書館における支援機能の充実を図る。

- 1 中学校で不登校になっている生徒を始め、中学校・高等学校卒業後や高等学校中退後に社会生活を円滑に営むことができない状態になっている者にとっては、社会とのつながりを回復していく過程において安心して過ごすことのできる居場所の存在が必要となる。
そこで、子ども・若者総合相談センターなどの公的相談機関にあっては、時間帯を決め、退職した教員などの地域住民や大学生がボランティアとして話し相手となるなど、とりわけ「放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室）」の対象とはならない子ども・若者に居場所を提供することが期待される。
- 2 さらに、このような公的相談機関は自らの行う日常的な相談業務のほかに、週単位又は月単位で定められた日に、本人や家族を対象として、保健所や児童相談所などの他の公的機関、医師会、心理職やキャリア・コンサルタントなどの職能団体、大学などの協力を得て、専門家による相談会を開催することも考えられる。また、このために外部との連絡調整窓口となる職員を指定しておくことが望まれる。
- 3 公立図書館にあっては、地域が抱える様々な課題に対する解決支援サービスの一環として、ひきこもりや若年無業者など広く子ども・若者の抱える問題に関する書籍の充実や支援制度に関するパンフレットなどの提供とともに、関係する講演会の開催などが期待される。

提案 15 学び直しの機会の提供

高等学校中退者に「学び直し」の機会を提供する。

- 1 高等学校中退では就業機会は乏しく、また、高等学校中退後は社会的孤立を深める傾向にあるので、個人の自発的な努力だけに期待することは現実的ではないとの指摘もある。このため、高等学校中退に伴う不利益を軽減するように、高等学校卒業程度認定試験の受験や他の高等学校への編入の意思を有する者に対しては、学習支援を行う「学び直し」の機会を提供する体制の整備が望まれる。
- 2 このために、子ども・若者総合相談センターなどの公的相談機関は、退職教員や大学生などのボランティアを受け入れる体制を整備することが期待される。また、民間支援団体もこのような事業に取り組むことが期待される。
なお、これらの事業は必ずしも無償である必要はないが、有償である場合にもボランティアの活用などにより受講料の高さが障壁とならないような適切な額に設定することが望まれる。

提案 16 民間支援団体に対する情報提供

公的相談機関は民間支援団体に専門的な情報の提供などの支援をする。

- 1 民間支援団体は小規模なものが多く、支援の背景として必要となる専門的・学術的な知識や理論を修得する機会に乏しいとの指摘もある。
- 2 そこで、法第 18 条の趣旨も踏まえ、地域全体の社会資源の資質向上を図る観点から、精神保健福祉センター、保健所、福祉事務所、児童相談所などの公的相談機関は、それぞれの専門分野について研修会を実施するなど、民間支援団体へ専門的な知識を提供することが期待される。また、その過程を通じて公的相談機関と民間支援団体が互いに関係を緊密化させていくことが期待される。

大学の関係者へ

大学は地域における知的資源として子ども・若者支援ネットワークの活性化に貢献するとともに、大学に進学後に生じた様々な問題に直面した学生に対し適切な対応をしていくことが期待される。

提案 17 大学の持つ知的資源の活用

子ども・若者支援ネットワークの活性化のために大学の持つ知的資源を活用する。

- 1 協議会を含めたネットワークを形成・維持し、活性化させるためには、アドバイザー的な機能を果たすいわば知恵袋として、地域における様々な社会資源とつながりを持った大学教員の協力が有効である。
- 2 また、大学には、ひきこもり、不登校、発達障害、精神障害などに関する教育、福祉、保健などの専門職（困難を有する子ども・若者に接する機会が多い職業に従事する者）を対象とした研修会の実施など情報交換の場を提供することや、民間支援団体からの技術的な相談に応じることが期待される。
- 3 一方、不登校やいわゆる保健室登校等、別室登校の児童生徒の話し相手や、学習支援を行うため、教育委員会や学校、民間支援団体との連携の下、このような児童生徒の自宅や学校の保健室に、福祉・保健・心理・教育などを専攻する学生をボランティアとして派遣することも考えられる。
もっとも、ボランティア学生の派遣は単なる無償又は安価な労働力の提供であってはならず、学生にとっても学びの場となるように、派遣先と大学との間で十分な調整を行い、適材適所の派遣とすべきである。また、大学としても事前に研修を行ったり、派遣活動を通じて抱いた悩みや疑問について学生相互で話し合う場を設けることが必要である。
また、このような活動を「ボランティア活動を取り入れた授業科目」として単位認定の対象とすることも望まれる。
- 4 なお、困難を有する子ども・若者の支援を進めるには広く地域社会の理解が必要であり、大学教員の協力により、講演会やセミナーを通じ、家族を始め広く一般に向けた広報・啓発を図っていくことが期待される。

提案 18 大学生からの社会的不適応

大学生になってから社会的不適応になることもあると認識する。

- 1 大学においては高等学校までに比べ自由度が増し、自己決定に委ねられることが多くなるためか、それ以前には学校生活には適応してきたにもかかわらず、ひきこもりなどの精神的な問題が発現する事例もあると指摘されている。
- 2 また、統合失調症の好発年齢期に入ること踏まえ、大学は、保健管理センターや学生相談室の存在を学生に周知させるとともに、例えばゼミナールや研究室単位で、相当期間登校しないなどの状況に陥っている学生がいれば、保健管理センターなどと連携し、必要に応じ保護者に連絡をとるなど早期に適切な対応を図ることが望まれる。そのため、大学での学生サービスのための連携システムをより一層充実させるとともに、広く大学関係者に対してファカルティ・ディベロップメント（FD）を行うなどの組織的な取組が望まれる。
- 3 一方、就職先が決まらないままに卒業した者に対しても、彼らが希望すれば可能な限り、就労支援機関を紹介したり、適切なアドバイスをすることや、在学生のキャリア支援のための既存のサービスシステムを卒業生も活用できるように窓口の開放とその周知を行うなど、困難を抱える彼らへの配慮を期待したい。

企業の関係者へ

企業が社会的貢献の一環として困難を有する若者に就労体験の場を提供するとともに、若者が就職する前から、企業人と接することができる機会を提供することが期待される。また、職場における従業員の心の健康管理に取り組む。

提案 19 就労体験の場の提供

社会生活を円滑に営むことが困難な若者に就労体験の場を提供する。

- 1 今一つ就労に踏み出せないでいる若者は、とりわけ営利を目的としない特定非営利活動法人や協同組合型の事務所のほか、共同作業所、福祉工場などにおいて、雇用としてではなく研修として就労体験を重ねることによって、自分自身の存在が社会から必要とされていると認識し、自信を回復する契機になるとの指摘もある。そこで、就労支援機関などが、このような就労体験に協力する事業場と困難を有する若者とを仲介することも考えられる。
- 2 また、地域の農業協同組合や商店街などが仲介し、農家や個人事業主を含めた企業が社会的貢献の一環として、このような就労体験の場を提供することも期待される。
- 3 なお、既存の業務では研修になじまない場合、当該業務を分解し、その一部を研修として実施する内容とすることができないか検討することも必要である。

提案 20 就職前の企業人との接触

就職前の若者に企業人と接する機会を提供する。

- 1 現代の若者は地域などでの異世代とのコミュニケーションの機会が少ないため、就職後の職場でのコミュニケーションがうまくできず、そのことが原因で離職することもあるとの指摘がある。
- 2 そのため、求人活動の一環としてではなく、例えば「若者と企業人との交流会」のような形で地域の様々な業種の企業経営者とのセミナーや年齢の近い企業人との懇談会を開催するなど、就職前の若者に企業人と接する機会をできるだけ多く持たせることが望まれる。
これは、各学校におけるキャリア教育の一環として行う場合のみならず、例えば

商工会議所などの地域の企業団体が主催して学校の枠を超えて行うことも考えられる。

提案 2 1 企業における心の健康管理

企業などにおける健康管理の一環として心の健康管理にも取り組む。

- 1 学校在学中は特段の問題がなくとも、就職後に不適応を生じ、それがきっかけとなってひきこもりに至る事例も少なくないとの指摘がある。また、離転職者の中でも社会的ひきこもりに心理的な親和性を持つ者ほど、職場内の対人関係が離職の契機となりやすいことや、仕事の重圧を感じやすいという指摘もある。
- 2 そのため、労働者の心の健康の保持増進を図るため、そして、将来を担う人材の確保・定着のためにも、「ストレス対策」、「公正な評価」、「職場の人的環境の改善」、「キャリア形成支援」などの実施が重要である。

さらに、例えば若年者に対して、職場内で年齢層の近い者を相談相手(メンター)に指定したり、事業場内産業保健スタッフ(産業医や衛生管理者、保健師、心の健康づくり専門スタッフなど)による相談体制の整備や教育研修の推進などとともに、都道府県産業保健推進センターや地域産業保健センターなど事業場外でメンタルヘルスケアへの支援を行う機関とも日頃からネットワークを形成し、職場のメンタルヘルス対策のための体制整備を図ることが望まれる。

改めてすべての関係者へ

提案 2 2 地域における暖かい連携

家族を含め困難を有する子ども・若者の社会的孤立を防ぐためには、地域の人々が思いやりを持って見守る暖かい連携が必要である。

- 1 家族にひきこもりを抱えている場合、ひきこもっている本人だけでなく、家族全体が社会的に孤立してしまうとの指摘もある。このため、地域の人々が思いやりを持って見守る暖かい連携が必要であり、このような連携があつてこそ、家族を含め困難を有する子ども・若者の社会的孤立を防ぐことができる。
- 2 特に、問題を抱える子ども・若者の中には、保護者や家庭環境に問題があることがあり、従来から精神保健福祉センター、保健所などにおいて家族相談が行われてきたところであるが、今後とも、保健師や民生委員・児童委員などが家庭訪問により保護者への助言・指導や相談機関の情報提供を行うことによって、家族全体が社会から孤立しないように配慮していく必要がある。
- 3 また、貧困が世代を超えて継承されることがないように、例えば学校の空き教室などを活用したり、公的相談機関が場を提供したりして、教育や福祉関係者、特定非営利活動法人などの民間支援団体、地域のボランティアなどが連携し、生活面での支援、学習面での支援、家庭への支援などを行うことが期待される。
- 4 さらに、世代を超えた貧困の連鎖の防止や虐待、不登校、ひきこもりなどの問題は、早期発見・早期対応が効果的であり、適切な支援が求められていることを再度確認したい。

このため、学校においてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置の促進を通じて教育相談体制を充実させていくとともに、地域において様々な社会資源の活用を図り、中学校卒業や高等学校中退などによって切れ目を生じることのないよう必要な支援を継続的に行っていくためにネットワークを構築する必要性を改めて強調したい。

子ども・若者支援地域協議会運営方策に関する検討会議委員

委員

一般社団法人日本キャリアサポート協会代表理事	浅野 衣子
ライズコーポレーション株式会社代表取締役	岩間 夏樹
特定非営利活動法人「育て上げ」ネット理事長	工藤 啓
東京学芸大学総合教育科学研究科教授	小林 正幸
山梨県立精神保健福祉センター長	近藤 直司
福岡市教育委員会指導部教育相談課長	田中 栄一
東京学芸大学教育学部生活科学講座教授	田村 毅
立命館大学産業社会学部教授	野田 正人
(座長)放送大学教養学部教授	宮本みち子
神奈川県立田奈高等学校教諭	吉田 美穂

(50音順)

オブザーバー

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長	磯谷 桂介
厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室長	伊藤 正史
厚生労働省社会・援護局総務課長	坂本 耕一

事務局

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室	
室長 大臣官房少子化・青少年対策審議官	岡田 太造
参事官(青少年支援担当)	西沢 立志
調査官(青少年支援担当)	塩島かおり
参事官補佐(青少年支援担当)	白井 秀樹
主査(青少年支援担当)	荒巻 由衣
事務官(青少年支援担当)	大野 順子

所属及び役職名は、平成22年7月1日時点のものである。